

西脇市都市計画審議会の会議の記録

審議会等の名称	平成28年度第2回西脇市都市計画審議会
開催日時	平成29年3月29日（水） 午前10時00分～12時00分
開催場所	西脇市役所2階 特別会議室
出席委員の氏名又は人数	吉本 剛典 生田 忠之 齋藤 太紀雄 古西 祐子 浅田 康子 松本 和幸 岩崎 貞典 高橋 博久 來住 憲明 内橋 昌子 石田 均 植平 浩司（代理）
欠席委員の氏名又は人数	
出席職員の職・氏名又は人数	市長 片山 象三 （幹事） 技監 藤原 信一 都市整備部長 嶋本 隆男 （事務局） 都市住宅課長 吉田 尚史 都市住宅課主査 芦田 雅幸 都市住宅課主査 松原 正佳 都市住宅課 泉 佳甫 （関係課職員） 都市住宅課主幹 久下 雅生 産業活力再生部長 仲田 仁久 商工観光課長 戸田 雅人 商工観光課 今中 俊介
公開・非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍聴人の数	2人
議題又は協議事項	1 開会 2 市長あいさつ 3 会長あいさつ 4 協議事項 (1) 西脇市立地適正化計画の策定について

	<p>5 報告事項</p> <p>(1) 特別指定区域の取組み状況について</p> <p>(2) 工場立地法緑地制限緩和に係る西脇市工場立地法第4条の2第2項の規定による準則を定める条例の制定について</p> <p>6 その他</p> <p>7 閉会</p>
<p>会議の記録（概要）</p>	
<p>発言者</p> <p>事務局</p> <p>市長</p> <p>会長</p> <p>事務局</p> <p>会長</p> <p>会長</p>	<p>1 開会</p> <p>2 市長あいさつ</p> <p>○ 市長退席</p> <p>3 会長あいさつ</p> <p>○ 会議成立報告 事務局より、委員数12名中、本日の出席委員数12名により、本日の会議が成立する旨を報告</p> <p>○ 議事録署名人選出 浅田委員、内橋委員の2名を本日の議事録署名人に指名</p> <p>○ 会議の公開・非公開確認 議事運営規則第7条第2項の規定により、同条第1項への該当の有無について協議し、非公開内容は無いことが審議会において確認され、本日の会議は公開することが決定された。</p> <p>○ 傍聴定員の決定 事務局より、本日の傍聴希望者は2人であることを報告。傍聴要綱第2項に定める定員以下のため、2名全員の入室が許可された。</p> <p>4 協議事項</p> <p>(1) 西脇市立地適正化計画の策定について</p>

事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料－１に基づき、事務局より内容説明</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>説明のあった内容について、委員の意見等を求める。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>第１回西脇市立地適正化計画有識者懇話会議事概要に「災害に備える視点の必要性」とある。地震について、東南海地震や山崎断層等の活断層のリスクがあると思うが、近隣都市と比較しても、西脇市は特に地盤が強固であり、住みやすいといえるのではないか。 各自治体が同様の取り組みをしている中で、災害の発生に対して少しでも優れている点などについては議論しているか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>西脇市の地盤が比較的強固である点は、平野町に半導体工場が立地した要因でもあるが、昨今の地震は、未確認断層で発生するなど、予測できない状態である。</li> <li>熊本県でも、地震が少ない点をアピールされていたが、地震が発生してしまった。どこで起きてもおかしくない地震について、積極的にアピールすることは難しいと考える。</li> <li>立地適正化計画においては、「備え」について記載していきたいと考えている。</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震については、分からないことも多い。備えは重要と考える。</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去から現状について説明いただいた。過去は変えられないが、未来は変えられる。これから先の西脇市をどうしていくかを考える計画だと思う。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料１の３ページで、昭和35年の人口が記載されているが、この数字は旧西脇市のみか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>黒田庄町を含む人口である。</li> </ul>

委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料1の7ページで、西脇市のまちづくりにおいては、鉄道よりもバス交通を考えるとの説明があったが、歩くという視点をどのように捉えているか。</li> <li>最終的には消えていたが、新庁舎の計画を進める中で「歩いて暮らせるまち」という案が出ていた。立地適正化計画において、「歩く」という視点は入るのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>「歩いて暮らせるまち」という視点は重要だと認識している。</li> <li>第1回西脇市立地適正化計画有識者懇話会において、新庁舎周辺を核として整備を進めることはいいが、それ以外、特に「住みやすさ」について、もっと検討してはどうかという意見をいただいている。</li> <li>人を呼べる施設を整備することも大事であるが、人口が減少しても、高齢化が進んでも住み続けられるということを考えることが重要と思っている。</li> <li>新潟県見附市においては、お年寄りの外出率が高くなると、健康な人が増え、医療費が安くなるという結果が出ている。</li> <li>お年寄りでも歩ける距離（300～500m）は、できるだけ歩いていただき、周辺に立地するスーパーなどの商業施設に行く場合に、バスや福祉タクシー、デマンドバスといった公共的な手段を使用していただくことを想定している。</li> <li>最低限必要な商業施設や福祉施設、教育施設を適正に配置し、それらを公共交通でつなぎ、アクセスを確保していくことが必要であると考えている。</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>西のみらいえ、東の新庁舎のそれぞれで、年間50万人を呼び込み、交流人口を増やすと聞いている。</li> <li>みらいえに年間50万人が来場していると聞いているが、その内訳（市内外）はどのようなになっているのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内が6割、市外が4割とのことである。</li> </ul>

<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新庁舎においては、現市民会館と同様の機能の場所で、どのような催しを行うかや、敷地をどのように利用するかによって、人の集まり方が異なると思う。</li> <li>・ 公表できる図面はいつごろできるのか。</li> </ul>
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、事業者の選定を行っており、平成29年3月末に決定予定である。</li> <li>・ 基本設計は平成29年10月末に終える予定で工期を設定している。基本設計の途中段階で、意見聴取を行うことも考えているため、図面は案の状態では公表していくと思う。</li> </ul>
<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブリックコメントも予定しているのか。</li> </ul>
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定している。</li> </ul>
<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資料－1の21ページから、民間活力も活かしながらいろいろな施設を整備したいということが伝わってくる。新庁舎の建設を機に、交流人口が増えることを期待している。</li> <li>・ 鉄道よりもバス交通という説明があったが、市外から来られる多くの方は自動車を利用されているため、駐車場の整備も検討してほしい。</li> <li>・ 産業フェスタや織物まつりでも、駐車場の不足が課題である。これが、交流人口が増えない原因の1つではないかと思う。</li> <li>・ 1つ1つ整備を進めていただきたい。</li> </ul>
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カワとアンコについては、ドーナツ化現象であると捉えている。カワ部分は、しばざくら通りや高田井・小坂、上野（キララ商店街）だと思う。アンコ部分を発展させることが、中心市街地の活性化だと思う。</li> <li>・ 新庁舎を中心としたまちづくりになると思うが、一番の課題は道路整備と空き家対策だと考える。道路整備と空き家対策の実現なしで、賑わいの創出はできないと思う。</li> </ul>

事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の対象地域はどこになるのか。来年度の市の予算に、周辺道路整備が計上されているが、もう少し広範囲の道路整備が必要ではないのか。</li> <li>・ 道路整備と空き家の対策について、具体的な施策を考えているか。</li> <li>・ 昔は、アンコ部分にも都市機能があったが、今は周辺に立地し、アンコ部分からは、多くの都市機能がなくなってしまったという状況である。</li> <li>・ アンコとカワの議論の1つの柱は、アンコ部分に新庁舎を建設することによる中心市街地の活性化である。もう1つは、現在周辺に立地している商業施設や医療施設、教育施設等をうまく使うにはどうすればいいかということである。</li> <li>・ カワに立地している都市機能を、強制的にアンコに移動させることは現実的でないと考えている。既存の都市機能をうまくつなげて、便利な住みやすいまちの実現を目指していきたい。今後、この議論が深まっていくと思われる。</li> <li>・ 事業の対象区域は、新庁舎の整備とも関係するため、現在検討中である。新庁舎の周辺道路整備や南北道路、道路整備と絡めた空き家対策なども合わせて検討の必要がある。</li> <li>・ 空き家もまちづくりの資源と捉えている。土地利用の検討や定住人口の増加につなげたい。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新庁舎ができれば、ある程度、民間の商店も自然に増えると考えている。</li> <li>・ 今後はコミバスの果たす役割が重要になってくると思う。バス交通が中心市街地の活性化に大きく寄与するため、本格的に検討が必要と思う。バス交通について、どのように考えているか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道は「硬い交通」、バスは「柔らかい交通」と呼んでいる。道路があれば、自由にルートを組み替えられるバス交通は、都市計画担当としても重要と捉えている。</li> <li>・ 具体的にどのように取り組むかについては、総合</li> </ul>

<p>会長</p>	<p>企画課担当の地域公共交通網形成計画が、立地適正化計画から1年遅れて策定されるため、庁内調整を行っているところである。立地適正化計画で議論した内容も、反映していきたいと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通については、便利でなければ利用していただけないということがある。どこまでできるか、議論を進めていきたい。</li> <li>香港では、ミニバスが非常に便利と感じた。特にバス停は設けられておらず、時刻表もないが、バスルートが決定されており、手を挙げると、どこでも止まって乗り降りさせてくれるものである。 タクシーに近い印象である。日本の法律で可能かどうかは分からないが、非常に面白いと思う。</li> </ul>
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>みらいえと新庁舎をリンクさせ、人の流れをつくることが重要ではないか。用途制限で、みらいえで食事ができないことは仕方がないが、みらいえに來られた50万人を、新庁舎へ誘導する方法をつくる必要があると思う。そのためには、みらいえと新庁舎の直結バスが必要だと思う。そういった検討はしているのか。</li> </ul>
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有識者懇話会においても、中心市街地の整備と茜が丘との関係について議論が行われた。循環バスになるのかといった具体的な内容は、今後検討が必要と考えている。</li> <li>新庁舎周辺においては、地域包括支援センターの関係もあり、福祉や健康といった視点も重要と考えている。周辺に居住されている方の年齢層は比較的高く、サービスの対象となってくるが、それだけでは地域コミュニティの形成が難しいため、若い人も一緒に活動できることが重要と考える。</li> </ul>
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料－1の14ページに「西脇の資源」とあるが、資源とは何を指すのか。</li> </ul>
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料－1の5ページに示すにしわ木のことである。</li> </ul>

委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立地適正化計画のキャッチフレーズはコンパクトシティとなっているが、西脇市はすでにコンパクトな市街地を形成している。一方、立地適正化計画の制度は、平たく広い土地の中心に都市核があり、そこから同心円状に広がる理想形の都市構造を想定している。このため、立地適正化計画の制度を活用しつつ、西脇市の都市構造に合った西脇市らしい都市計画とすることが重要である。</li> <li>・ 庁内検討委員会や有識者懇話会では、基礎調査の結果に基づき、立地適正化という方向で議論を行っている。都市計画審議会としては、立地適正化計画の方向性はある程度ご理解いただいたうえで、1段高いところから、西脇市の都市機能や都市構造と、人々の暮らしについて議論できるといいと考える。</li> <li>・ 西脇市が都市として目指す方向を、都市計画区域を対象に議論していくことになるが、立地適正化計画を、西脇市の将来を議論するうえでの1つのツールとしてみていただきたい。</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後も議論を続けていきたい。事務局において、適切に手続を進めてほしい。</li> </ul>
	<p>5 報告事項</p> <p>(1) 特別指定区域の取組み状況について</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資料－2に基づき、事務局より内容説明</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 説明のあった内容について、委員の意見等を求める。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市街化調整区域の規制緩和である特別指定区域制度と、市街化区域の中でも居住を誘導していこうとする立地適正化計画は、相反する政策に思えるが、その整合をどのように解釈すればいいのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別指定区域制度は、市街化調整区域における厳しい建築制限によって、地域の活力が低下してきた</li> </ul>



	<p>ことに対応するため兵庫県が創設した制度である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成12年の都市計画法改正に伴い、区域区分を廃止するか、都道府県条例で規制緩和を行うかが選択できるようになった。兵庫県では、規制緩和の手法として特別指定区域制度を創設している。</li> <li>特別指定区域制度は、既存集落部分への規制緩和による集落の維持と土地の既得権の保護等を目的としており、市街化調整区域に居住等が積極的に進むものではないと理解している。</li> <li>西脇市としては、コンパクトシティ・プラス・小さな拠点という考え方で、立地適正化計画を活用して中心部の都市機能を維持し、周辺集落と公共交通ネットワークで結ぶことを考えている。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化調整区域は、基本的に建築ができない区域であるが、すでに住宅などの土地利用が図られている集落区域においては、建築許可を受けたうえで建築できるとしている。</li> <li>立地適正化計画においては、都市機能誘導区域や居住誘導区域を設定するが、市街化調整区域のように建築許可が必要となるわけではない。ただし、居住誘導区域外では、一定規模以上の開発は届出が必要になる。立地適正化計画は、ゆるやかな誘導を行う制度で、一定の棲み分けがされていると理解している。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>高松地区において、特定区域が0.4haでは小さすぎるため、1ha確保すると説明があったが、高松地区全体で1haを確保すればいいのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫県の建築指導課との協議において、高松地区の国道175号沿いで特定区域を1ha以上確保する方向で調整している。</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他、意見はないようであるが、事務局において、適切に手続を進めてほしい。</li> </ul> <p>(2) 工場立地法緑地制限緩和に係る西脇市工場立地</p>

	<p>法第4条の2第2項の規定による準則を定める条例の制定について</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料-3に基づき、事務局より内容説明</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>説明のあった内容について、委員の意見等を求める。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑地面積率の緩和という説明であったが、5%から10%に規制が強化されているのではないか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の準則で現在20%となっているところを10%にしようとしているため、緩和となる。第1回都市計画審議会の段階では、20%の緑地面積率を5%にすることを考えていたが、兵庫県の緑条例と整合させる中で10%となった。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回都市計画審議会において、兵庫県の緑条例との整合について指摘を受けた結果、調整を行われて10%となったと理解する。</li> <li>国の準則が20%であるのに対し、西脇市の地域準則で大きく緩和しているように思うが、どの程度の緩和が可能であるのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>国は全国一律に20%と定めただけで、地域の実情に合わせて地域準則を定めることができるとしている。地域準則が定められる範囲は、国から指針が出されており、第3種区域、第4種区域であれば、5~25%の範囲となっている。</li> <li>西脇市においては、20%から10%へ緩和の方向としているが、20%から25%へ強化することもできるようになっている。</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他、意見はないようであるが、事務局において、適切に手続を進めてほしい。</li> </ul>
	<p>6 その他</p>

都市整備部長	○ 特になし 7 閉会 都市整備部長より閉会のあいさつ
--------	-----------------------------------